

## 茨城工業高等専門学校広報委員会規則

〔平成11年6月18日〕  
制 定

(設置)

**第1条** 茨城工業高等専門学校(以下「本校」という。)に、本校の広報活動に関する事項を審議するため、広報委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

**第2条** 委員会は、学生、保護者、職員、卒業生及びその他関係機関並びに地域社会に対し、広報活動を通じ本校を正しく認識させることを目的とする。

(審議事項)

**第3条** 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 広報活動の基本方針に関すること。
- (2) 広報誌に関すること。
- (3) 公開講座の広報に関すること。
- (4) 行政機関及び企業への広報に関すること。
- (5) 出版活動に関すること。
- (6) 茨城工業高等専門学校中期計画検討委員会規則第2条第2号に規定する年度計画の検討及び改善に関すること。(他の委員会等に属するものを除く。)
- (7) 茨城工業高等専門学校自己点検・評価委員会規則第2条第3号別表1の点検・評価方法欄に記載された事項の実施・改善に関すること。(他の委員会等に属するものを除く。)
- (8) その他広報上、特に必要な事項

(組織)

**第4条** 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 広報戦略室長
- (2) 副広報戦略室長
- (3) 副総務主事又は総務主事補
- (4) 副学術総合情報センター長 1人
- (5) 副教務主事又は教務主事補、副学生主事又は学生主事補、副寮務主事又は寮務主事補 各1人
- (6) 副専攻科長
- (7) 副地域連携センター長
- (8) 副グローバル教育センター長
- (9) 各系及び一般教養部から選出された教員(第3号から前号までに掲げる教員の当該各系等を除くことができる。) 各1人
- (10) 広報戦略室員
- (11) 事務部長、総務課長及び学生課長
- (12) その他校長が必要と認めた者

2 前項に掲げる委員は、校長が任命する。

(任期)

**第5条** 前条第1項第9号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

**第6条** 委員会に委員長を置き、広報戦略室長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副広報戦略室長がその職務を代行する。  
(定足数及び議決方法)

**第7条** 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
(委員以外の者の出席)

**第8条** 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。  
(広報資料の管理)

**第8条の2** 本校の広報活動に関する全ての広報資料は、総務課が一元的に管理するものとする。  
(事務)

**第9条** 委員会の事務は、総務課において処理する。  
(雑則)

**第10条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成10年6月18日から施行する。
- 2 茨城工業高等専門学校広報誌委員会規則（昭和50年6月5日制定）は、廃止する。

#### 附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成13年11月1日から施行し、平成13年10月1日から適用する。

#### 附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成18年4月19日から施行し、同年4月1日から適用する。

#### 附 則

この規則は、平成18年8月9日から施行し、同年4月1日から適用する。

#### 附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成19年6月5日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

1 この規則は、平成 30 年 1 月 18 日から施行する。

2 学則附則（平成 29 年 4 月 1 日施行）第 2 項に規定する学科に在籍者が在学するまでの間、この規則による改正後の茨城工業高等専門学校広報委員会規則第 4 条の規定にかかわらず、在籍者がいる学科からも教員を選出するものとする。

**附 則**

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規則は、令和 4 年 5 月 11 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

**附 則**

この規則は、令和 4 年 8 月 3 日から施行する。

**附 則**

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。